

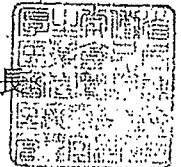
薬食機発第 0331002 号

平成 21 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局

審査管理課医療機器審査管理室長



組合せ医療機器に係る製造販売承認申請、製造販売認証申請及び
製造販売届出に係る取扱いについて

今般、複数の医療機器を組み合わせた医療機器の製造販売承認申請、製造販売認証申請及び製造販売届出に係る取扱いについて、あらかじめ医療機器同士を接続している組合せ医療機器に係る取扱い等を含め、組合せ医療機器全般に係る取扱いを下記のとおりとしたので、貴管下関係団体、関係機関等に周知をお願いしたい。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会長、在日米国商工会議所医療機器・IVD 委員会委員長、欧州ビジネス協議会医療機器委員会委員長及び薬事法登録認証機関協議会代表幹事あて送付することとしている。

記

1. 対象とする組合せ医療機器の範囲について

本通知が対象とする組合せ医療機器は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 临床上、必要性が認められる範囲において、複数の医療機器を製造販売業者からの出荷時において接続することなく単に組み合わせた医療機器（複数の医療機器を接続することなく同時又は順次使用するもの、又は複数の医療機器を使用時に接続するものをいう）。

なお、医療機器の使用に際して通常同時又は順次使用される医薬品を組み合わせ、全体を包装して滅菌したものも含まれる。

- (2) 臨床上、必要性が認められる範囲において、複数の医療機器同士を製造販売業者の出荷時においてあらかじめ接続した（組立工程を有する）医療機器
- (3) 上記の（1）及び（2）の両方に該当する医療機器
- (4) 上記（1）、（2）又は（3）の全体を包装して滅菌した医療機器

2. 必要な申請又は届出について

(1) 製造販売届出の対象になる場合

組合せ医療機器を構成する個々の医療機器（以下「構成医療機器」という。）が一般医療機器のみであり、かつ、当該組合せ医療機器の使用目的、効能又は効果がそれぞれの構成医療機器の使用目的、効能又は効果を単に足し合わせた範囲内であって、新たな使用目的、効能又は効果を有しない場合は、製造販売届出を行うこと。

なお、医薬品を組み合わせる場合は製造販売届出の対象とならないものであること。

(2) 認証申請の対象になる場合

構成医療機器のうち一般医療機器を除くものが指定管理医療機器のみであり、かつ、次の①～③の要件をすべて満たす場合は、認証申請を行うこと。

なお、医薬品を組み合わせる場合は認証申請の対象とならないものであること。（ただし、薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準（薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）に規定する基準。以下「認証基準」という。）において引用する日本工業規格において当該医薬品を組み合わせ得ることが規定されている場合を除く。）

- ① 組み合わせる指定管理医療機器が、認証基準に適合すること。
- ② 構成医療機器に一般医療機器を含まない場合、組合せ医療機器としての使用目的、効能又は効果は、組み合わせる指定管理医療機器がそれぞれ該当する一般的名称に係る認証基準に示される使用目的、効能又は効果を単に足し合わせた範囲内であって、関係するいずれの認証基準にも定められていない新たな使用目的、効能又は効果を有しないこと。
- ③ 構成医療機器に一般医療機器を含む場合であって、当該一般医療機器の使用目的、効能又は効果を標榜する場合には、当該組合せ医療機器の使用目的、効能又は効果は、上記②の使用目的、効能又は効果に、一般医療機器の使用目的、効能又は効果を単に足し合わせた範囲内であって、新たな使用目的、効能又は効果を有しないこと。

(3) 承認申請の対象になる場合

次の①～③のいずれかに該当する組合せ医療機器は、承認申請を行うこと。

- ① 構成医療機器として、高度管理医療機器又は認証基準が定められていない若しくは認証基準に適合しない管理医療機器を含む場合
- ② 構成医療機器が一般医療機器又は指定管理医療機器のみであっても、使用目的、効能又は効果がそれぞれの構成医療機器の使用目的、効能又は効果を単に足し合わせた範囲を超えて、新たな使用目的、効能又は効果を有する場合
- ③ カテーテル、注射器等穿刺する医療機器に、穿刺部位の皮膚の消毒を目的とする医薬品たる外皮用殺菌消毒剤を医療機器と組み合わせ、全体を包装して滅菌したものである場合

この場合の外皮用殺菌消毒剤にあつては、「手指・皮膚の消毒」又は「皮膚の創傷部位の消毒」を効能又は効果として承認されており、かつ、希釈等の調製を行うことなく用いられるものに限り、かつ、原則、医薬品としての製造販売承認を取得しているものに限るものとする。

なお、組み合わせる医薬品が医薬品としての製造販売承認を申請中であるものについては、当該医薬品の承認が得られたことを確認後に当該組合せ医療機器が承認されるものであること。

3. 組合せ医療機器に係る製造販売届出について

2の(1)に該当する医療機器の製造販売届出を行う場合の留意すべき事項は、別紙1のとおりである。

なお、別紙1に示す以外の記載上の留意事項については、平成17年3月31日付け薬食機発第0331002号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「医療機器の製造販売届出に際し留意すべき事項について」によること。

4. 組合せ医療機器に係る製造販売認証申請について

2の(2)に該当する医療機器の製造販売認証申請を行う場合の留意すべき事項は、別紙2のとおりである。

なお、別紙2に示す以外の記載上の留意事項については、平成17年3月31日付け薬食機発第0331008号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「医療機器の製造販売認証申請に際し留意すべき事項について」によること。

5. 組合せ医療機器に係る製造販売承認申請について

2の(3)に該当する医療機器の製造販売承認申請を行う場合の留意すべき事項は、別紙3のとおりである。

なお、別紙3に示す以外の記載上の留意事項については、平成17年2月16日付け薬食機発第0216001号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長

通知「医療機器の製造販売承認申請に際し留意すべき事項について」によること。

6. 添付資料の取扱い

組合せ医療機器の構成医療機器が他社の製造販売する医療機器である場合にあっては、当該医療機器の製造販売業者等が発行した当該医療機器を供給する旨を証する書類を、製造販売承認申請書、製造販売認証申請書又は製造販売届出書の末尾に添付すること。医薬品を組み合わせる場合においても、同様に当該医薬品に係る書類を添付すること。

7. 滅菌に関する取扱い

- (1) 滅菌済み医療機器として製造販売承認又は製造販売認証を受けているもの若しくは製造販売届出を行っているものを未滅菌の状態で構成医療機器とし、全体として滅菌する場合にあっては、製造販売承認（認証）申請書又は製造販売届出書の各欄については、組合せ医療機器として必要な事項を除き、本通知の別紙1から別紙3に示す簡略記載の取扱いに従って、当該滅菌済み医療機器の承認（認証）申請書又は製造販売届出書に記載のとおりである旨を記載することとし、具体的な内容を省略して差し支えないこと。
- (2) 全体を包装して滅菌した組合せ医療機器にあっては、組合せ医療機器全体の滅菌方法と構成医療機器（医薬品）個々の滅菌方法、滅菌の有無等との関係に十分留意し、同一又は異なる方法の滅菌を重ねて行うこと（二重滅菌）になる場合には、二重滅菌がそれぞれの構成医療機器の材質の劣化に影響を与えないことに関する資料、また、医薬品を組み合わせる場合には組合せ医療機器全体の滅菌が医薬品の品質（安定性を含む。）に影響を与えないことに関する資料等必要な資料を添付すること。
- (3) 全体を包装して滅菌した組合せ医療機器として製造販売の承認（認証）を受け、又は製造販売の届出を行い、出荷されたものについては、各構成医療機器（医薬品）を分離して、それぞれ単独で流通させることはできないこと。

8. その他

- (1) 次の①から③に掲げる医療機器のいずれか又はすべてを構成医療機器としてしている場合であって、それらの構成医療機器が次の①から③に掲げる通知に示す取扱いにより製造販売承認（認証）又は届出された場合にあっては、それのみを理由に、当該組合せ医療機器について、一部変更承認（認証）申請又は軽微変更届出を行う必要はなく、当該組合せ医療機器について別途一部変更承認（認証）申請又は軽微変更届出を行う際に併せて、製造販売承認（認証）書又は製造販売届出書の記載を整備することで差し支えないものであること。

- ① 平成 18 年 4 月 25 日付け薬食発第 0425006 号厚生労働省違約食品局長通知「整備政令附則第 2 条第 2 項の規定が適用される医療機器に係る薬事法第 14 条第 1 項の規定による承認の基準等について」及び平成 18 年 6 月 8 日付け薬食機発第 0608001 号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「整備政令附則第 2 条第 2 項の規定が適用される医療機器に係る薬事法第 14 条第 1 項の規定による承認基準等の取扱いについて」の取扱いにより製造販売承認を受ける前の医療機器
 - ② 平成 18 年 6 月 8 日付け薬食機発第 0608003 号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「旧薬事法の規定に基づき製造又は輸入していた医療用具のうち新薬事法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器に係る取扱いについて」の取扱いにより製造販売認証を受ける前の医療機器
 - ③ 平成 17 年 3 月 31 日付け薬食機発第 0331002 号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「医療機器の製造販売届出に際し留意すべき事項について」の取扱いにより製造販売届出を行う前の医療機器
- (2) 平成 10 年 3 月 31 日付け医薬審第 345 号厚生省医薬安全局審査管理課長通知「医療用具と医薬品の組合せ滅菌製品の製造（輸入）承認申請の取り扱いについて」及び平成 17 年 7 月 6 日付け薬食機第 0706001 号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「組合せ医療機器に係る製造販売承認（認証）申請及び製造販売届出の取扱いについて」を本日付けで廃止する。

組合せ医療機器に係る製造販売届出について

(1) 製造販売届出書の記載における一般的な留意事項

① 名称欄

ア 組合せ医療機器全体を総称する一般的名称がある場合には、当該一般的名称を名称欄に記載すること。

イ 組合せ医療機器全体を総称する一般的名称がない場合には、主たる性能から判断して最も適切であると考えられる一般的名称を記載すること。

② 使用目的、効能又は効果欄

原則として、組合せ医療機器全体の使用目的、効能又は効果を記載すること。ただし、複数の医療機器を接続することなく単に組み合わせた医療機器の場合には、必要に応じて構成医療機器の使用目的等もあわせて記載すること。

また、当該組合せ医療機器の使用目的として、臨床上的使用目的（「〇〇手術、〇〇手技など」において使用する等）のほか臨床上の必要性（「迅速な手術、迅速な処置、利便性等」のため、必要な医療機器を予め組み合わせたもの等）についても記載すること。

③ 形状、構造及び原理欄

ア 複数の医療機器を単に組み合わせた医療機器の場合、各構成医療機器の形状、構造について記載すること。

イ 使用時に複数の構成医療機器を接続して使用する組合せ医療機器の場合、各構成医療機器の形状、構造について記載するほか、接続した状態の形状、構造についても記載すること。

ウ あらかじめ複数の構成医療機器を接続した組合せ医療機器の場合、接続した状態の全体図を記載すること。ただし、組合せが多数に及ぶ場合には、接続部の基本構造（複数ある場合はそれらすべて）及び組合せのバリエーションを示し、全体が把握できる内容としておくことで差し支えないこと。

また、必要に応じて各構成医療機器の形状、構造についても記載すること。

エ 各構成医療機器のすべてを組み合わせた医療機器を製造販売するほか、その一部を組み合わせた医療機器を製造販売することがある場合には、その旨を記載すること。

オ 単体では医療機器に該当しない構成品、付属品等についても、名称等により特定すること。

④ 原材料又は構成部品欄

ア 組合せ医療機器の各構成品について、形状、構造及び原理欄において記載した内容との対応関係が明確になるように原材料等を正確に記載し、その規格を明らかにすること。

なお、血液・体液・粘膜等に接触（直接・間接を問わない。）せず、かつ、性能に大きく影響しない構成品については、簡略な記載で差し支えないこと。

イ 構成品若しくは組合せ医療機器全体の滅菌を行う場合は、それらを包装する材料についても記載すること。

⑤ 品目仕様欄

各構成医療機器に関する品目仕様を設定するほか、必要に応じて、組合せ医療機器全体の品目仕様を設定すること。この場合、組合せ医療機器全体として評価すべき品目仕様と構成医療機器ごとに評価すべき品目仕様とを明確に区分して記載すること。

⑥ 操作方法又は使用方法欄

ア 「使用目的、効能又は効果」欄に記載した組合せ医療機器全体の臨床上の使用目的に対応した操作方法又は使用方法について記載すること。

イ 複数の構成医療機器を使用時に接続して使用する場合は、その接続方法について記載すること。

⑦ 製造方法欄

構成品若しくは組合せ医療機器全体の滅菌を行う場合はその旨を記載するとともに、その滅菌方法等について記載すること。

⑧ 備考欄

ア 当該組合せ医療機器全体を総称する一般的名称を名称欄に記載した場合には、構成医療機器が個別に該当する一般的名称の備考欄への記載を要しないものであること。

イ 当該組合せ医療機器全体を総称する一般的名称がなく、主たる性能から判断して最も適切であると考えられる一般的名称を各構成医療機器の一般的名称の中から選んで名称欄に記載した場合には、該当するすべての構成医療機器の一般的名称及びそのクラス分類を記載すること。

(2) 製造販売届出に係る簡略記載について

製造販売届書の各欄の記載に当たっては、組合せ医療機器全体について必要な事項をすべて記載するものとする。ただし、当該組合せ医療機器の構成医療

機器のうち、既に製造販売届出されている医療機器（以下「既製造販売届出医療機器」という。）については、次のとおり簡略記載ができるものとする。

① 使用目的、効能又は効果欄

構成医療機器の使用目的、効能又は効果が当該構成医療機器に該当する既製造販売届出医療機器の製造販売届書に記載のとおりである旨を記載することとし、具体的な内容を省略して差し支えないこと。

② 形状、構造及び原理欄

ア 構成医療機器の形状、構造及び原理が当該構成医療機器に該当する既製造販売届出医療機器の製造販売届書に記載のとおりである旨を記載することとし、具体的な内容を省略して差し支えないこと。

イ 次の記載例1のような一覧表に、既製造販売届出医療機器である構成医療機器について、名称（一般的名称及び販売名）、製造販売届出番号及び製造販売業者の名称（自社の場合は「自社」と記載すること。）を記載すること。

（記載例1）

	構成医療機器である 既製造販売届出医療機器の 名称		製造販売届出番号	製造販売業者名
	一般的名称	販売名		
1	〇〇〇〇	〇〇〇〇	11B1X00001000025	(株)〇〇〇〇
2	××××	××××	13B1X00001000011	自社
3	△△△△	△△△△	14B1X00001000054	(株) △△△△
...				

③ 原材料又は構成部品欄

構成医療機器の原材料又は構成部品が当該構成医療機器に該当する既製造販売届出医療機器の製造販売届書に記載のとおりである旨を記載することとし、具体的な内容を省略して差し支えないこと。

④ 品目仕様欄

構成医療機器の品目仕様が当該構成医療機器に該当する既製造販売届

出医療機器の製造販売届書に記載のとおりである旨を記載することとし、具体的な内容を省略して差し支えないこと。

⑤ 操作方法又は使用方法欄

構成医療機器の操作方法又は使用方法が当該構成医療機器に該当する既製造販売届出医療機器の製造販売届書に記載のとおりである旨を記載することとし、具体的な内容を省略して差し支えないこと。

⑥ 製造方法欄

既製造販売届出医療機器である構成医療機器の製造方法に関する記載については、次のとおりとする。

ア 構成医療機器の名称（一般的名称及び販売名）、製造販売届出番号及び製造販売業者の名称（自社の場合は「自社」と記載すること。）を記載し、当該構成医療機器の受入れ以降の組合せ医療機器の製造工程（受入れ、組合せ、滅菌、表示等）について記載することで差し支えないこと。

イ 構成医療機器の滅菌に関しては、上記アの規定に係わらず、当該構成医療機器が、組合せ医療機器の製造工程への受入れ前に滅菌されている場合は、その旨、及びその滅菌方法を省略することなく製造方法欄に記載すること。

組合せ医療機器に係る製造販売認証申請について

(1) 製造販売認証申請書の記載における一般的な留意事項

① 類別欄

- ア 組合せ医療機器全体を総称する一般的名称があり、かつ、指定管理医療機器に該当する場合は、その一般的名称に基づいて、薬事法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）別表第 1 によって類別を記載すること。
- イ 組合せ医療機器全体を総称する一般的名称がない場合、又は全体を総称する一般的名称はあるが指定管理医療機器として該当する一般的名称がない場合は、当該組合せ医療機器の構成医療機器が該当する一般的名称のうち、指定管理医療機器に該当する一般的名称に基づいて、薬事法施行令別表第 1 によって記載すること。また、指定管理医療機器に該当する一般的名称の構成医療機器が複数ある場合は、主たる性能から判断して最も適切な構成医療機器の一般的名称に基づいて類別を記載すること。

② 名称欄

- ア 組合せ医療機器全体を総称する一般的名称があり、かつ、指定管理医療機器に該当する場合は、その一般的名称を記載すること。
- イ 組合せ医療機器全体を総称する一般的名称がない場合、又は当該組合せ医療機器全体を総称する一般的名称はあるが指定管理医療機器として該当する一般的名称がない場合は、当該組合せ医療機器の構成医療機器のうち、指定管理医療機器に該当する構成医療機器の一般的名称を記載すること。（平成 20 年 6 月 16 日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室事務連絡「医療機器及び体外診断用医薬品の承認申請等に関する質疑応答集（Q & A）その 3」を参照。）また、指定管理医療機器に該当する一般的名称が複数ある場合は、主たる性能から判断して最も適切な一般的名称を記載すること。

③ 使用目的、効能又は効果欄

原則として、組合せ医療機器全体の使用目的、効能又は効果を記載すること。ただし、複数の医療機器を接続することなく単に組み合わせた医療機器の場合には、必要に応じて構成医療機器の使用目的等もあわせて記載すること。

また、当該組合せ医療機器の使用目的として、临床上の使用目的（「〇〇手術、〇〇手技など」において使用する等）のほか临床上の必要性

（「迅速な手術、迅速な処置、利便性等」のため、必要な医療機器を予め組み合わせたもの等）についても記載すること。

④ 形状、構造及び原理欄

ア 複数の医療機器を単に組み合わせた医療機器の場合、各構成医療機器の形状、構造について記載すること。

イ 使用時に複数の構成医療機器を接続して使用する組合せ医療機器の場合、各構成医療機器の形状、構造について記載するほか、接続した状態の形状、構造についても記載すること。

ウ あらかじめ複数の構成医療機器を接続した組合せ医療機器の場合、接続した状態の全体図を記載すること。ただし、組合せが多数に及ぶ場合には、接続部の基本構造（複数ある場合はそれらすべて）及び組合せのバリエーションを示し、全体が把握できる内容としておくことで差し支えないこと。

また、必要に応じて、各構成医療機器の形状、構造についても記載すること。

エ 各構成医療機器のすべてを組み合わせた医療機器を製造販売するほか、その一部を組み合わせた医療機器を製造販売することがある場合には、その旨を記載すること。

オ 単体では医療機器に該当しない構成品、付属品等についても、名称等により特定すること。

⑤ 原材料又は構成部品欄

ア 組合せ医療機器の各構成品について、形状、構造及び原理欄において記載した内容との対応関係が明確になるように原材料等を正確に記載し、その規格を明らかにすること。

なお、血液・体液・粘膜等に接触（直接・間接を問わない。）せず、かつ、性能に大きく影響しない構成品については、簡略な記載で差し支えないこと。

イ 構成品若しくは組合せ医療機器全体の滅菌を行う場合は、それらを包装する材料についても記載すること。

⑥ 品目仕様欄

ア 各構成医療機器に関する品目仕様を設定するほか、必要に応じて、組合せ医療機器全体の品目仕様を設定すること。この場合、構成医療機器ごとに評価すべき項目と組合せ医療機器全体として評価すべき項目とを明確に区分して記載すること。

イ 品目仕様の設定に当たっては、申請に係る組合せ医療機器の構成医療機器が該当するすべての指定管理医療機器について、それぞれ該当する

一般的名称の適合性認証基準及び基本要件適合性チェックリストにおいて引用する規格又は基準を参考とすること。

⑦ 操作方法又は使用方法欄

ア 「使用目的、効能又は効果」欄に記載した当該組合せ医療機器全体の臨床上的使用目的に対応した操作方法又は使用方法を適切に記載すること。

イ 複数の構成医療機器を使用時に接続して使用する場合は、その接続方法について記載すること。

⑧ 製造方法欄

当該組合せ医療機器の構成医療機器若しくは組合せ医療機器全体の滅菌を行う場合はその旨を記載するとともに、その滅菌方法等について記載すること。

⑨ 備考欄

ア 当該組合せ医療機器全体を総称する一般的名称を名称欄に記載した場合には、構成医療機器が個別に該当する一般的名称の備考欄への記載を要しないものであること。

イ 当該組合せ医療機器全体を総称する一般的名称がなく、主たる性能から判断して最も適切であると考えられる一般的名称を各構成医療機器の一般的名称の中から選んで名称欄に記載した場合には、該当するすべての構成医療機器（一般医療機器を含む。）の一般的名称及びそのクラス分類を記載すること。

(2) 製造販売認証申請に係る簡略記載について

製造販売認証申請書の各欄の記載に当たっては、組合せ医療機器全体について必要な事項をすべて記載するものとする。ただし、当該組合せ医療機器の構成医療機器のうち、既に製造販売認証を受けている医療機器、製造販売認証申請中である医療機器又は既に製造販売届出されている一般医療機器（以下「既認証医療機器等」という。）については、次のとおり簡略記載ができるものとする。

ただし、認証申請中である医療機器を構成医療機器として含む場合、組合せ医療機器の認証は、申請中である個々の構成医療機器の最も遅い認証日と同一日又はそれ以後となることに留意すること。

① 使用目的、効能又は効果欄

構成医療機器の使用目的、効能又は効果が当該構成医療機器に該当する既認証医療機器等の製造販売認証申請書又は製造販売届出書に記載のとおりである旨を記載することとし、具体的な内容を省略して差し支えない。

こと。

② 形状、構造及び原理欄

ア 構成医療機器の形状、構造及び原理が当該構成医療機器に該当する既認証医療機器等の製造販売認証申請書又は製造販売届出書に記載のとおりである旨を記載することとし、具体的な内容を省略して差し支えないこと。

イ 次の記載例2のような一覧表に、構成医療機器のうち、既認証医療機器等について、名称（一般的名称及び販売名）、製造販売認証番号（認証申請中の場合は、認証申請中である旨、製造販売認証申請先名及び認証申請日を記載する。）又は製造販売届出番号、及び製造販売業者又は認証取得者若しくは認証申請者、又は製造販売届出者の名称（自社の場合は「自社」と記載すること。）を記載すること。

（記載例2）

	構成医療機器である 既認証医療機器等の名称		認証番号 又は 製造販売届出番号	製造販売業者等 名
	一般的名称	販売名		
1	〇〇〇〇	〇〇〇〇	218AABZX 〇〇〇…	(株) 〇〇〇〇
2	××××	××××	220ABBZX 〇〇〇…	自社
3	△△△△	△△△△	14B1X 〇〇〇…〇〇…	(株) △△△△
4	□□□□	□□□□	平成××年×月×日 認証申請中 申請先：□□□□	自社
…	………	………	………	………

③ 原材料又は構成部品欄

構成医療機器の原材料又は構成部品が当該構成医療機器に該当する既認証医療機器等の製造販売認証申請書又は製造販売届出書に記載のとおりである旨を記載することとし、具体的な内容を省略して差し支えないこと。

④ 品目仕様欄

構成医療機器の品目仕様が当該構成医療機器に該当する既認証医療機器等の製造販売認証申請書又は製造販売届出書に記載のとおりである旨を記載することとし、具体的な内容を省略して差し支えないこと。

⑤ 操作方法又は使用方法欄

構成医療機器の操作方法又は使用方法が当該構成医療機器に該当する既認証医療機器等の製造販売認証申請書又は製造販売届出書に記載のとおりである旨を記載することとし、具体的な内容を省略して差し支えないこと。

⑥ 製造方法欄

既認証医療機器等である構成医療機器の製造方法に関する記載については、次のとおりとする。

ア 構成医療機器の名称（一般的名称及び販売名）、製造販売認証番号又は製造販売届出番号及び製造販売業者の名称（自社の場合は「自社」と記載すること。）を記載し、当該構成医療機器の受入れ以降の組合せ医療機器の製造工程（受入れ、組合せ、滅菌、表示等）について記載することで差し支えないこと。

イ 構成医療機器の滅菌に関しては、上記アの規定に係わらず、当該構成医療機器が組合せ医療機器の製造工程への受入れ前に、滅菌されている場合は、その旨、及びその滅菌方法を製造方法欄に省略することなく記載すること。

(3) 製造販売認証申請書に添付すべき資料の取扱い及び作成上の留意点について
当該組合せ医療機器の製造販売認証申請書に添付すべき資料の作成に当たっては、申請に係る医療機器が複数の一般的名称に該当することを考慮し、必要な資料をすべて添付するとともに、各資料の作成に当たっては、平成17年3月31日付け薬食発第0331032号「医療機器の製造販売認証申請について」及び平成17年3月31日付け薬食機発第0331008号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「医療機器の製造販売届出に際し留意すべき事項について」によるほか、以下の事項に留意すること。

① 「2. 基本要件と基本要件への適合性」については、申請に係る組合せ医療機器に含まれる構成医療機器が該当するすべての指定管理医療機器の一般的名称について、各々の一般的名称に係る基本要件適合性チェックリストに基づき、基本要件への適合性を説明すること。ただし、一般医療機器に該当する構成医療機器に係る基本要件への適合性については、記載は不要であること。なお、この場合、申請者は当該一般医療機器が基本要件基準に適合していることを示す記録を保管すること。

② 「3. 1 一般情報」の(1)については、申請書の名称欄及び備考欄に記載したすべての一般的名称について、各々の一般的名称ごとに、申請に係る医療機器が当該一般的名称に該当することを説明すること。

- ③ 「3. 1 一般情報」の(2)については、申請に係る組合せ医療機器の使用目的、効能又は効果について、当該医療機器に含まれる構成医療機器が該当するすべての指定管理医療機器の一般的名称ごとに、適合性認証基準に適合することを説明すること。
- ④ 「3. 3 品目仕様」の(2)については、申請に係る組合せ医療機器に含まれる構成医療機器が該当する指定管理医療機器の一般的名称のうち、当該一般的名称の適合性認証基準において引用する規格又は基準に形状・構造の記載があるものについては、それらの規格又は基準への適合性を説明すること。
- ⑤ 「3. 3 品目仕様」の(3)については、申請に係る組合せ医療機器に含まれる構成医療機器が該当する指定管理医療機器の一般的名称のうち、当該一般的名称の適合性認証基準、及び基本要件適合性チェックリストにおいて引用する規格又は基準において、形状・構造の記載がない場合若しくは基本要件適合性チェックリストにおいて引用する規格又は基準と異なる仕様の場合においては、基本要件、その他の参照規格を踏まえ、設定した品目仕様で申請に係る組合せ医療機器の有効性、安全性及び品質を確保するのに必要かつ十分であることを説明すること。

組合せ医療機器に係る製造販売承認申請について

(1) 製造販売承認申請書の記載における一般的な留意事項

① 名称欄

ア 組合せ医療機器全体を総称する一般的名称がある場合には、当該一般的名称を名称欄に記載すること。

イ 組合せ医療機器全体を総称する一般的名称がない場合には、主たる性能から判断して最も適切であると考えられる一般的名称を記載すること。

ウ ア又はイに従って一般的名称を選択する場合は、原則、個々の構成医療機器のうち、リスクが最も高いクラス分類に該当する医療機器と同じクラス分類に該当する一般的名称を選択すること。

② 使用目的、効能又は効果欄

原則として、組合せ医療機器全体の使用目的、効能又は効果を記載すること。ただし、複数の医療機器を接続することなく単に組み合わせた医療機器の場合には、必要に応じて構成医療機器の使用目的等もあわせて記載すること。

また、当該組合せ医療機器の使用目的として、臨床上的使用目的（「〇〇手術、〇〇手技など」において使用する等）のほか臨床上の必要性（「迅速な手術、迅速な処置、利便性等」のため、必要な医療機器を予め組み合わせたもの等）についても記載すること。

③ 形状、構造及び原理欄

ア 複数の医療機器を単に組み合わせた医療機器の場合、各構成医療機器の形状、構造について記載すること。

イ 使用時に複数の構成医療機器を接続して使用する組合せ医療機器の場合、各構成医療機器の形状、構造について記載するほか、接続した状態の形状、構造についても記載すること。

ウ あらかじめ複数の構成医療機器を接続した組合せ医療機器の場合、接続した状態の全体図を記載すること。ただし、組合せが多数に及ぶ場合には、接続する構成医療機器の組合せが多数ある場合には、組合せのバリエーションの事例を示し、当該組合せ医療機器全体が把握できる内容としておくことで差し支えないこと。また、必要に応じて、各構成医療機器の形状、構造についても記載すること。

エ 各構成医療機器のすべてを組み合わせた医療機器を製造販売するほ

か、その一部を組み合わせた医療機器を製造販売することがある場合には、その旨を記載すること。

オ 単体では医療機器に該当しない構成品、付属品等についても、名称等により特定すること。

カ 医薬品を組み合わせる場合にあっては、その旨を明記し、構成品の一覧表等において、各構成品について医療機器、医薬品の別を明らかにすること。

④ 原材料又は構成部品欄

ア 組合せ医療機器の各構成品について、形状、構造及び原理欄において記載した内容との対応関係が明確になるように原材料等を正確に記載し、その規格を明らかにすること。

なお、血液・体液・粘膜等に接触（直接・間接を問わない。）せず、かつ、性能に大きく影響しない構成品については、簡略な記載で差し支えないこと。

イ 構成品若しくは組合せ医療機器全体の滅菌を行う場合は、それらを包装する材料についても記載すること。

⑤ 品目仕様欄

各構成医療機器に関する品目仕様を設定するほか、原則として、組合せ医療機器全体の品目仕様を設定すること。この場合、構成医療機器ごとに評価すべき項目と組合せ医療機器全体として評価すべき項目とを明確に区分して記載すること。

⑥ 操作方法又は使用方法欄

ア 「使用目的、効能又は効果」欄に記載した当該組合せ医療機器全体の臨床上的使用目的に対応した操作方法又は使用方法について記載すること。

イ 複数の構成医療機器を使用時に接続して使用する場合は、その接続方法について記載すること。

⑦ 製造方法欄

構成医療機器若しくは組合せ医療機器全体の滅菌を行う場合はその旨を記載するとともに、その滅菌方法等について記載すること。

⑧ 備考欄

ア 当該組合せ医療機器全体を総称する一般的名称を名称欄に記載した場合には、構成医療機器が個別に該当する一般的名称の備考欄への記載を要しないものであること。

イ 当該組合せ医療機器全体を総称する一般的名称がなく、主たる性能から判断してもっとも適切であると考えられる一般的名称を各構成医療

機器の一般的名称の中から選んで名称欄に記載した場合には、該当するすべての構成医療機器（一般医療機器を含む。）の一般的名称及びそのクラス分類を記載すること。

（２）製造販売承認申請に係る簡略記載について

当該組合せ医療機器の承認申請書の各欄の記載に当たっては、当該組合せ医療機器全体（２．（３）③に規定した組み合わせる医薬品を含む場合を含む。以下同じ。）について必要な事項をすべて記載するものとする。ただし、構成医療機器若しくは医薬品として、既に承認（認証）を受けた医療機器若しくは医薬品、製造販売届出された医療機器、又は承認（認証）申請中である医療機器若しくは医薬品（以下「既承認医療機器等」という。）を組み合わせる場合には、該当する既承認医療機器等について、次のとおり簡略記載ができるものとする。

ただし、承認（認証）申請中である医療機器を構成医療機器として含む場合、又は承認申請中の医薬品を含む場合は、組合せ医療機器の承認は、申請中である個々の構成医療機器又は医薬品の最も遅い承認（認証）日と同一日又はそれ以後となることに留意すること。

① 使用目的、効能又は効果欄

構成医療機器若しくは医薬品の使用目的、効能又は効果が当該構成医療機器若しくは医薬品に該当する既承認医療機器等の承認（認証）申請書又は製造販売届出書に記載のとおりである旨を記載することとし、具体的な内容を省略して差し支えないこと。

② 形状、構造及び原理欄

ア 当該構成医療機器の形状、構造及び原理が既承認医療機器等の承認（認証）申請書又は製造販売届出書に記載のとおりである旨を記載することとし、具体的な内容を省略して差し支えないこと。

イ 次の記載例３のような一覧表に、構成医療機器のうち、既承認医療機器等について、名称（一般的名称及び販売名）、承認（認証、製造販売届出）番号（承認（認証）申請中の場合は、承認（認証）申請中である旨、及び製造販売認証申請先名並びに認証申請日）、及び製造販売業者又は承認（認証）取得者若しくは承認（認証）申請者、又は製造販売届出者の名称（自社の場合は「自社」と記載すること。）を記載すること。

ウ 医薬品を組み合わせる場合には、次の表において医薬品であることが分かる記載とすること。

(記載例 3)

	構成医療機器である 既承認医療機器等の名称		承認(認証、製造販売届出) 番号	製造販売業者等 名
3	△△△△	△△△△	14B1X ○○○○…○○○	(株) △△△△
4	□□□□	□□□□	平成××年×月×日 認証申請中 申請先：□□□□	自社
...				

③ 原材料又は構成部品欄

構成医療機器の原材料又は構成部品が当該構成医療機器に該当する既承認医療機器等の承認(認証)申請書又は製造販売届出書に記載のとおりである旨を記載することとし、具体的な内容を省略して差し支えないこと。

④ 品目仕様欄

構成医療機器の品目仕様が当該構成医療機器に該当する既承認医療機器等の承認(認証)申請書又は製造販売届出書に記載のとおりである旨を記載することとし、具体的な内容を省略して差し支えないこと。

⑤ 操作方法又は使用方法欄

構成医療機器の操作方法又は使用方法が当該構成医療機器に該当する既承認医療機器等の承認(認証)申請書又は製造販売届出書に記載のとおりである旨を記載することとし、具体的な内容を省略して差し支えないこと。

⑥ 製造方法欄

既承認医療機器等である構成医療機器の製造方法に関する記載については、次のとおりとする。

ア 構成医療機器等の名称(一般的名称及び販売名)、製造販売承認(認証)番号又は製造販売届出番号、及び製造販売業者名称(自社の場合は「自社」と記載すること。)を記載し、当該構成医療機器等の受入れ以降の組合せ医療機器の製造工程(受入れ、組合せ、滅菌、表示等)について記載することで差し支えないこと。

イ 構成医療機器等の滅菌に関しては、上記アの規定に係わらず、当該構成医療機器が、組合せ医療機器の製造工程への受入れ前に滅菌されている場合は、その旨、及びその滅菌方法を省略することなく製造方法欄に記載すること。

⑦ 備考欄

構成医療機器等に該当する医療機器等が承認（認証）申請中の場合は、その旨及び承認（認証）申請日を記載すること。